

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、グループ全体の経営意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、効率的な経営体制が図れる持株会社体制をとり、経営構造改革に努めております。

さらなる企業の成長を加速し、企業価値向上を実現するためには、コーポレートガバナンスの強化が必要不可欠と認識しており、株主をはじめとするステークホルダーとの対話、社会情勢などを踏まえ適宜必要な施策を行い、ステークホルダーから評価されるガバナンス体制を構築してまいります。

当社は社会の一員としての企業の社会的責任を真摯に受け止め、法令および社内規程の遵守のみならず社会的規範、道徳を尊重した透明かつ公正な企業活動を推進してまいります。

【株主の権利・平等性の確保】

当社は、すべての株主に対し、株主の権利が実質的に確保されるように適時開示等を行うことにより、株主の権利が適切に行使できる環境整備を行います。

【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、様々なステークホルダーとの協働が必要であると認識しています。ステークホルダーの権利・立場を尊重するとともに対話等を通じて、健全な企業文化・風土の醸成を行い、社会・環境問題等の対応に努めています。

【適切な情報開示と透明性の確保】

当社は、情報開示を重要な経営責務として捉えています。投資家保護や資本市場・経営の透明性を高めるために適時・正確かつ公平な情報開示を行うことが必要不可欠と考えています。法令に定める開示事項の他、ステークホルダーにとって有効と判断される情報については、任意の適時開示についても、当社ウェブサイト、CSRレポート等にて、積極的に情報開示を行います。

【取締役会等の責務】

当社は、持株会社体制をとっておりグループ全体の経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、効率的な経営体制の確立を図るとともに、社外取締役を選任し、取締役会のチェック機能を強化しています。

また、社外取締役のほかに社外監査役を選任し、取締役の業務執行を監査・監督する体制となっています。

【株主との対話】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、積極的に株主と対話を行うことが重要と認識し、IR活動に注力しています。IR活動は広報部で担当し、広報担当取締役を中心とし、IR活動を実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1-2-4 議決権電子行使の環境づくりや招集通知の英訳等】

当社は、国内外の投資家が議決権行使を行いやすい環境整備が必要であると認識しております。議決権電子行使プラットフォームに関しましては、海外投資家比率や、導入に係る費用等を勘案し検討していきます。また、2015年の定時株主総会より、招集通知の一部を英訳し当社ウェブサイトにて開示しております。

株主総会招集通知掲載ページ: <http://www.carlithd.co.jp/ir/stock/meeting.html>

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、持株会社体制を敷いており、グループ横断的な戦略の立案や実施、経営管理、資金、人材などの適正配分を行うため、経営戦略、財務、人事、総務、法務、研究などの各部門の業務執行取締役を選任しております。監査役のうち2名は、財務・会計に関して相当程度の知見を有していますが、専門家の選任ならびに監査役の財務・会計に関する知見及び取締役会の分析・評価のあり方については今後の検討課題として捉えております。

【原則4-11-3 取締役会の実効性の評価・分析とその結果の開示】

当社では現時点で取締役会の定期的な分析・評価は行っておりませんが、これまでも必要に応じ各取締役による取締役会の運営、議題および役割等に対し、議論し、取締役会全体の実効性等について分析および評価を行い取締役会の改善に活用しております。開示につきましては今後の検討課題として認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、事業戦略、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち政策保有株式を保有しております。主要な政策保有株式については取締役会で定期的に当社の持続的な成長と企業価値の向上に資することを検証いたします。また、政策保有株式の議決権については、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点からその行使について判断します。また、必要に応じて、投資先企業と議案の内容について対話致します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、取締役会規程の定めにより承認・報告を行うこととしています。なお、会社法及び金融商品取引法、その他の適用ある法令並びに東京証券取引所が定める規則に従って開示します。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、グループ経営理念として「信頼と限りなき挑戦」を掲げています。

当社は2018年に創業100年を迎えます。創業100年という節目を迎えるに当たって、当社は次の100年も社会と人々に貢献することが使命だと考えております。

また、2015年度に中期経営計画『礎100』をスタートしております。
『礎100』では、2018年に創業100年を迎え、次の100年企業の礎となる事業基盤の確立、グループ中長期目標である売上高1000億円到達への道のりを確固たるものにするために、3つの基本戦略を策定しています。

- (1)成長基盤強化
- (2)収益基盤強化
- (3)グループ経営基盤強化

『礎100』の数値目標として、2018年度での売上高650億円、営業利益35億円、営業利益率5%を掲げています。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社取締役の報酬等は、月額報酬および業績連動報酬で構成されております。取締役の月額報酬は、取締役の業務執行の対価として株主総会で決議された限度額(年度総額)の範囲内で、定時株主総会終了後の取締役会において決定し、これを支給しております。
また、当事業年度より、業績連動型株式報酬制度を導入しております。本制度は、役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社取締役に対して当社株式等を給付する仕組みです。
当社は、取締役に対し業績達成度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。当社取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。
本制度の導入により、取締役に対して中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることが期待されます。

(4)経営陣幹部・取締役の選任と取締役・監査役候補の指名に当たっての方針と手続
個々の取締役・監査役の選任に関しましては、取締役・監査役候補の経歴や知識等を総合的に勘案し、判断しています。

(5) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役・監査役の選任に関しましては、個々の選任理由を株主総会招集通知に記載しております。
株主総会招集通知掲載ページ: <http://www.carlithd.co.jp/ir/stock/meeting.html>

【原則4-1-1 取締役会の経営陣に対する委任の範囲と概要】
当社取締役会は、法令及び定款、取締役会規程等に定められた付議基準により、経営上の重要事項について審議、決議をします。また、取締役会は、業務執行状況について代表取締役から報告を受けており、その内容について検証しております。
また、職務権限規程等において、経営陣の権限を明確に定めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】
独立社外取締役の選任に関しては、経営、法令、財務、ガバナンス等豊富な知識と経験を活かし、独立、公正な立場から経営全般について有益な提言を行える人物を複数名選任することに努めます。
当社は現在社外取締役を2名選任しており、1名は法令に関する豊富な知識を持ち、1名は会計に関して精通した人物であります。両名ともそれぞれの専門分野の立場から、経営全般に有益な提言を行っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準に関しましては、東京証券取引所が定める基準に準じております。

【原則4-11-1 取締役会の多様性や規模に関する考え方、また取締役の選任に関する方針・手続】
当社取締役会は、現在取締役が8名、うち独立社外取締役2名、監査役が4名、うち独立社外監査役2名で構成されております。
取締役会において独立した中立な立場からの意見を踏まえた議論が可能となっています。
今後知識、経験、能力バランス、多様性及び規模を意識した体制を講じます。
個々の選任は、経歴・知識等を総合的に勘案し、選任しております。

【原則4-11-2 社外役員の他社の兼任状況の公開】
当社の社外役員の中には、他の上場会社の役員を兼任している者がおりますが、その兼任状況につきましては有価証券報告書を通じ開示しております。

【原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、当社取締役及び監査役が、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針としております。
当社取締役及び監査役は、当社が主催するグループ役員研修や、当社が加盟する団体等の主催する外部セミナー等に積極的に参加することで、必要な知識、あるいは時勢に応じた新しい知識の習得や研鑽に努めております。また、当社の取締役及び監査役に就任する際には、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識や業務遂行に求められる知識習得のための機会を設けております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
株主・投資家を含むすべてのステークホルダーに対する公平かつタイムリーな適時開示を行い、経営陣自らによる直接のコミュニケーションを重視しています。
投資家・報道関係を対象に、決算説明会を年2回開催する他、中期経営計画説明会、工場見学会等を実施する方針としています。また個別取材にも積極的に応じています。
当社では広報部をIR担当部門としています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
みずほ信託退職給付信託 丸紅口 再信託受託者 資産管理サービス信託	1,997,000	8.30
日本トラスティ・サービス信託銀行	1,589,800	6.61
日油株式会社	915,000	3.80
みずほ信託退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託	913,600	3.80
明治安田生命保険相互会社	700,000	2.91
長瀬産業株式会社	700,000	2.91

株式会社大阪ソーダ	469,400	1.95
株式会社りそな銀行	460,000	1.91
株式会社群馬銀行	405,000	1.68
関東電化工業株式会社	400,000	1.66

支配株主（親会社を除く）の有無

親会社の有無

なし

補足説明

【大株主の状況】に関しましては、平成28年3月31日時点での株主の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3 月

業種

化学

直前事業年度末における（連結）従業員数

500人以上1000人未満

直前事業年度における（連結）売上高

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 11 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 8 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 更新 2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大村扶美枝	弁護士											
山本和夫	公認会計士					△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大村扶美枝	○	独立役員に指定しております。	同氏には、弁護士としての知識・経験等を当社の経営に生かしていただき、経営全般の助言を期待し、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。また、当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、中立、公平な立場を保持できるものと判断し、この度独立役員として指定するものであります。
山本和夫	○	独立役員に指定しております。	同氏は昭和46年4月に監査法人池田昇一事務所（現 新日本有限責任監査法人）に入所。平成22年7月に公認会計士・税理士山本和夫会計事務所を立ち上げ所長に就任。公認会計士としての専門的な知識と他社の社外監査役を務めるなど経営を監督する経験を有しているため、社外取締役として選任しております。また、当社と新日本有限責任監査法人との間には特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから中立、公平な立場を保持できるものと判断し、この度独立役員として指定するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役3名により構成され、監査に関する重要事項についての協議のほか、意見交換などを行ないます。当社グループは、新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任し、会計処理及び決算について監査を受け適正な会計処理かつ経営の透明性の確保に努めます。

監査役は、会計監査人から監査計画の説明を受け、事業所往査等に立会うとともに、監査結果について会計監査人から報告を受けるほか、意見交換会を開催し、緊密な連携を図ります。

また、当社グループは内部統制に関する業務を統括する内部監査室を設置します。

内部監査室(4名)は内部統制システムの運用状況について定期的に監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘を行ない、業務改善の指示を発します。

監査役は内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査の計画・結果等について報告を求め、コンプライアンス重視の視点に立った提言を行ないます。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
古屋直樹	他の会社の出身者							△						
安達義二郎	他の会社の出身者							△						

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - h 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - i 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - j 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - k 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - l その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古屋直樹	○	独立役員に指定しております。	古屋直樹氏は、これまでの金融機関勤務並びに経営者として培ってきた豊富な経験と幅広い知見を有していることから、客観的な視点から独立性をもって経営の監督を遂行するのに適任であり、取締役会の透明性向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し社外監査役として選任しております。同氏は平成17年3月まで当社と取引のある株式会社みずほ銀行の審査第二部長として、また平成20年3月まで当社と取引のあるみずほ信託銀行株式会社の常務取締役として勤務しておりました。また、平成21年5月まで、みずほ総合研究所株式会社常

			勤監査役、平成21年6月から芙蓉総合リース株式会社常務取締役兼常務執行役員、平成23年6月まで同社顧問として勤務、平成23年6月より当社の連結子会社である日本カーリット株式会社常勤監査役に就任し、平成25年10月より当社常勤監査役に就任しました。株式会社みずほ銀行及びみずほ信託銀行株式会社(以下、「両金融機関」という。)と当社の関係については、当社は複数の金融機関と取引し、両金融機関に対する借入依存度は突出しておらず、両金融機関の当社に対する影響度は希薄であると判断します。以上のことから一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として中立・公正な立場を保持できるものと判断します。
安達義二郎	○	独立役員に指定しております。	安達義二郎氏は、これまでの金融機関勤務並びに経営者として培ってきた豊富な経験と幅広い知見を有していることから、客観的な視点から独立性を持って経営の監督を遂行するのに適任であり取締役会の透明性向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外監査役として選任しております。同氏は平成24年4月まで当社と取引のあるみずほ信託銀行株式会社の常務執行役員として、また、平成26年4月までみずほ信不動産販売株式会社の代表取締役副社長として勤務しておりました。なお、平成26年4月より平成ビルディング株式会社、株式会社平成ビルサポート、新呉服橋ビル管理株式会社の計3社代表取締役社長に就任しております。平成24年6月に当社の連結子会社である日本カーリット株式会社の監査役に就任し、平成25年10月から当社の監査役に就任しております。みずほ信託銀行株式会社と当社の関係については、当社は複数の金融機関と取引し、みずほ信託銀行株式会社に対する借入依存度は突出しておらず、同行の当社に対する影響度は希薄と判断します。以上のことから一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として中立・公正な立場を保持していると判断します。

【独立役員関係】

独立役員の数 4 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役（社外取締役は除く）に対して、業績連動型株式報酬制度（BBT）を導入しています。当制度は、当社が拠出する金員（1事業年度60百万円が上限）を原資として当社株式を信託を通じて取得し、役位および業績に応じて、当社の取締役に当社株式を給付する業績連動型の株式報酬制度です。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

・株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額240百万円以内(ただし使用人兼取締役の使用人の給与は含まず)です。(平成26年6月27日 カーリットホールディングス株式会社第1回定時株主総会決議)
・株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額60百万円以内です。(平成26年6月27日 カーリットホールディングス株式会社第1回定時株主総会決議)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社取締役の報酬等は、月額報酬および業績連動報酬で構成されております。取締役の月額報酬は、取締役の業務執行の対価として株主総会で決議された限度額(年度総額)の範囲内で、定時株主総会終了後の取締役会において決定し、これを支給しております。また、当事業年度より、業績連動型株式報酬制度(BBT)を導入しております。本制度は、役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社取締役に対して当社株式等を給付する仕組みです。当社は、取締役に対し業績達成度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。当社取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。本制度の導入により、取締役に対して中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることが期待されます。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- (1)社外取締役
社外取締役は、重要な業務執行事項について協議するグループ経営戦略会議(原則月2回の開催)に出席し、取締役会の事務局である秘書室が社外取締役の補佐を行います。
- (2)社外監査役
社外監査役である常勤監査役1名は、重要な業務執行事項について協議するグループ経営戦略会議(原則月2回の開催)に出席するとともに、個別に適宜各担当部門からヒアリングの機会を設け説明・報告を受けます。
また、監査役会がその業務を補助するために監査役専任補助者を求めた場合は、当該使用人を配置することにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会については、定時取締役会は毎月1回開催されるほか、案件によっては臨時取締役会を随時開催します。取締役会では取締役会規程に定められた付議基準により経営上の重要事項について審議・決議をします。また取締役会は業務執行を監督する機関として逐次、業務執行の状況について代表取締役から報告をうけており、その内容について検証します。
また、経営の意志決定を迅速に行なうため、全取締役(うち社外取締役2名)、全執行役員および常勤監査役1名(社外監査役)、監査役が出席するグループ経営戦略会議(原則月2回)を開催し、重要な業務執行事項について協議・報告を行います。
一方、監査役体制として、監査役は常勤監査役1名(社外監査役)、非常勤監査役3名(うち社外監査役1名)の4名体制であり公正な監査の実施のほか、取締役会に出席して、必要に応じて意見を述べる等取締役の業務執行を監督します。
このほか第三者機関である新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。
当社の会計監査を担当する公認会計士は西田英樹氏、大金陽和氏の2名です。また当社グループ会計監査業務に係る補助者は公認会計士10名、その他9名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会の意思決定に基づき、経営環境の急激な変化に対応して業務を効率的に執行するため、取締役の任期を1年とするとともに執行役員制度を導入しています。さらに、社外取締役2名のほか社外監査役2名(常勤監査役1名・非常勤監査役1名)を含む4名の監査役により、取締役の業務執行を監督する体制となっており、経営監督機能は十分であると認識しています。
社外取締役及び監査役は法令、財務、コーポレート・ガバナンス等に関して、豊富な知識と経験を活かし、独立・公正な立場から経営全般について有益な提言を行ないます。また各監査役は、グループ経営戦略会議等の重要な会議に出席するなど、当社グループの事情内容に精通し、経営監督の実効性を高めています。
従いまして、当社における現状のガバナンス体制は、取締役の業務執行に対する有効性・効率性等の検証機能を有し、監督機能の独立性も十分に確保されると考えられることから、経営監督機能として有効であると判断しております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年6月のカーリットホールディングス株式会社第3回定時株主総会(6月29日開催)の招集通知は6月10日に発送いたしました。 また、招集通知の発送前開示を行い、6月1日付で東京証券取引所ならびにウェブサイト招集通知のPDFデータを提出・開示しております。
招集通知(要約)の英文での提供	作成した招集通知のうち、狭義の招集通知ならびに株主総会参考書類を英訳し、東証ならびに当社ウェブサイトに提出・開示しております。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載している他、事業報告等のデジタル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成しホームページ上で公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	説明会を原則年2回開催します。決算内容、業績予想、中長期経営計画の進捗状況などをご報告し、質疑応答の時間を設けております。 また、株主・投資家向けに当社工場などの施設見学会を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.carlithd.co.jp 株主・投資家情報として次の内容を掲載します。 決算短信・有価証券報告書(四半期報告書)・株主通信・決算説明会資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社広報部が担当します。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「グループ方針管理規程」に定める各種方針等及び「カーリットグループコンプライアンス憲章」において各ステークホルダーの立場の尊重について定めます。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、グループCSR委員会を設立し、委員会で定めたCSR基本方針に基づき、CSR活動を推進しております。当社のCSR活動とは、事業活動を通じて社会に貢献するとともに、法令遵守や環境保護に努め、ステークホルダーのみならず良好な関係を築くことだと考えています。 また、当社のCSR活動をまとめた「CSRレポート」を年1回発行し、当社のCSRへの取組みについて広く周知しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はディスクロージャーポリシーを定め、株主、投資家をはじめとするステークホルダーに対し適時・正確かつ公平な情報を提供するため、東京証券取引所の定める適時開示に関する規則に準拠した情報並びにその他の重要な情報を迅速に公開するとともに、当社を理解頂くために有効な情報につきましても積極的に開示し経営の透明性を高めます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役および使用人の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社グループは取締役、使用人が遵守すべき規範として「グループ・コンプライアンス憲章」を制定し、企業活動のあらゆる場面において法令・社内規程・その他社会規範等を遵守すべきことを定めております。
「グループ・コンプライアンス憲章」の定めに基づき、当社グループのコンプライアンス管理を行なうにあたっての体制・管理方法など基本的な事項を「グループ・コンプライアンス管理規程」に定め、これによりコンプライアンスに関する教育・啓発の推進および「グループ・コンプライアンスマニュアル」の制改定、コンプライアンスに関する教育・啓発の推進、コンプライアンスの遵守状況のチェック、および内部通報制度の適切な運用を行ないます。
(2) 取締役会は、法令、定款、取締役会規程の定めにより、毎月1回の定時取締役会のほか、必要あるときは臨時取締役会を開催し、経営およびコンプライアンスに関する重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督します。
(3) 監査役は監査を実施するほか、取締役会に出席して必要がある場合は意見を述べるなど取締役の業務執行を監督します。また、常勤監査役は取締役会のみならずグループ経営戦略会議、コンプライアンス委員会等重要な会議に出席して取締役の業務執行を監督しております。
(4) コンプライアンス委員会は、当社法務部を事務局として、コンプライアンスに関する事項のほか、コンプライアンス違反に関する事項を検討し、当社グループにおけるコンプライアンスの推進を図ります。
(5) 当社内部監査室は、当社グループの運用状況について定期的に監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘を行ない、業務改善の指示を発します。
(6) 当社グループは、独立役員に期待される役割を果たすことが出来ると判断した社外取締役および社外監査役を独立役員として指定します。
2. 財務報告の信頼性を確保するための体制
(1) 当社グループは財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを整備し、継続的に運用の状況の評価を行ない業務の不断の改善に努めます。
(2) 当社グループは、財務報告の基本方針を定めます。
3. 取締役の業務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1) 当社グループは法令、社内規程の定めにより取締役の業務執行に係る文書等の保存および管理を適切に行ないます。
(2) 当社グループは情報セキュリティに関する基本方針および規程類を整備し、パソコン、データ、ネットワーク等の各種情報インフラに対して内外からの脅威が発生しないように適切な保護対策を実施します。
4. 取締役の業務の執行が効率的に行なわれていることを確保するための体制
(1) 当社グループは取締役の意思決定に基づき経営環境の急激な変化に対応して業務を効率的に執行するため、取締役の任期を1年とするともに執行役員制度を導入します。
(2) 経営に関する重要な事項に関して審議するほか迅速な業務執行を行なうために全取締役、全執行役員および常勤監査役が出席するグループ経営戦略会議を原則毎月2回開催します。
(3) 当社グループは長期的な経営目標・基本姿勢等を経営方針とし、中期経営計画に基づいた中期経営方針を、また当社の経営環境・経営状況を考慮して単年度における年度経営方針および年度経営予算をグループ経営戦略会議の審議を経て取締役会で決定します。
5. 当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制
(1) 当社グループ各社については、経営の自主性を尊重しつつ当社から取締役、監査役を立て事業の統括的な管理ならびに会計の状況を定期的に監督するとともに、監査役とグループ各社の監査役とは十分な連携をとりながら適切な情報交換を行ないます。
(2) グループ各社の経営予算および経営方針の進捗状況等については、毎月原則2回開催される当社グループ経営戦略会議に当社グループ各社の社長が出席し、グループ各社の経営予算および経営方針の進捗状況等について報告・検討を行ない、グループ一体となった業務の適正性と効率性の確保に努めます。
(3) 当社の内部監査室がグループ各社の監査を実施します。
6. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
(1) 当社は「グループ危機管理規程」を制定し、事業活動を行なう過程での万が一の不測の事態に適切に対応することにより、当社グループの組織運営の安定と予想される損失を可能な限り抑える体制を構築します。
(2) 業務執行に関わるリスクについては当社の各部門およびグループ各社においてリスクの分析、対応策の検討を行ないます。特に法務リスクについては「グループ法務リスク管理規程」を定め、当社法務部が当社グループの法務リスクを管理することとしております。
(3) 新規事業進出や大きな投資案件などについては、当社の稟議審査会、グループ経営戦略会議、取締役会での審議を経て決定がなされます。
7. 監査役がその業務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役会がその業務を補助するために監査役選任補助者を求めた場合は、当該使用人を配置します。配置に当たっての人選は取締役と協議の上、決定します。
(2) 監査役選任補助者は、業務執行に関する他の業務を兼務しないものとし、監査役会から指揮命令を受けた監査役選任補助者は、その命令に関して取締役からの指揮命令に優先します。
(3) 監査役選任補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分については事前に監査役会の同意を得た上で取締役会が決定します。
8. 監査役に報告するための体制および監査役の監査が実効的に行なわれていることを確保するための体制
(1) 当社グループの取締役および使用人は、当社に著しい影響を及ぼす事実を発見したときは、監査役に報告をします。
(2) 監査役は何時でも当社グループの取締役および使用人に対して、業務遂行に関して報告を求めることが出来ることとします。
(3) 監査役は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催します。
(4) 監査役は内部監査室と緊密な連携を保つとともに内部監査の計画・結果等について報告を求めます。
(5) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは「カーリットグループコンプライアンス憲章」第9条【反社会的勢力に対する対決姿勢】にのっとり制定しこれを遵守します。

1. 当社グループは社会秩序や安全に脅威となる反社会的な個人・団体に対し、毅然とした態度で臨みます。
2. 組織的な対応
反社会的勢力の介入に対して役員および従業員一人ひとりを孤立させずに警察、弁護士等の支援を仰ぎつつ組織的に対応します。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制の模式図

